

山梨県公報

第一〇二号

令和二年

六月八日

月 曜 日

目次

- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二八九
- 開発行為に関する工事の完了について……………二八九
- 公安委員会
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………二八九

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
- 令和二年六月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 申請のあった年月日 令和二年五月二十七日
 - 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人ゆいまる
 - 2 代表者の氏名 木内和芳
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市丸の内二丁目九番二十号山梨民医連事業協ビル二階
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、年をとっても障害があっても「住みなれた町で、住みなれた家で」安心して住み続けられる地域社会をめざして、支え合い、助け合いの活動を推進し、地域福祉に寄与することを目的とする。活動地域は、甲府市及び甲府市に近接する地域に居住する方を対象とする。
- 縦覧期間 令和二年六月一日から同年七月一日まで

- 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年六月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字立石四千九百三十五番の一、四千九百三十五番の内一、四千九百三十六番の一、四千九百四十五番の一、四千九百四十五番の三、四千九百四十五番の四、四千九百四十五番の六、四千九百四十五番の七、四千九百五十一番の内一、四千九百五十一番の四、四千九百五十一番の五、四千九百五十一番の六、四千九百五十二番の二、四千九百五十三番の八及び四千九百五十三番の九の区域

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

住所	氏名
佐賀県小城市小城町岩蔵二千五百七十五番地三	友榎ホールディングス株式会社 代表取締役 友田 諭
山梨県富士吉田市上吉田四千九百六十一番地一	富士山の銘水株式会社 代表取締役 粟井英朗

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

令和二年六月八日

山梨県公安委員会

委員長 石 川 恵

別表第一中

三九二 中央市山之神一、三八三番地九 山之神 平成三〇年二月二十七日

先 告示第一六〇号

三九二	先 中央市山之神一、三八三番地九	山之神	平成三〇年一月二七日 告示第一六〇号
三九三	甲府市小瀬町一、〇七九番地先 (市道同士の丁字路交差点)	小瀬交番前	令和二年六月八日 告示第五四号
三九四	中巨摩郡昭和町上河東一、三一 三番地七先(主要地方道甲斐中 央線と町道との十字路交差点)	常永ゆめ広 場東	令和二年六月八日 告示第五四号

を

二六	山梨市東(国道一四〇号線と市 道松里岩手線との交差点)	岩手橋西詰	五二・六・二五
----	--------------------------------	-------	---------

に、

二六	山梨市東四六一番地先(国道一 四〇号と市道との十字路交差点)	岩手橋西詰	令和二年六月八日 告示第五四号
----	-----------------------------------	-------	--------------------

に改める。
別表第三の二七の項を次のように改める。

二七	削除	甲府	令和二年六月 八日 告示第五四号
----	----	----	------------------------

別表第三の二六四の項を次のように改める。

二六四	削除	甲府	令和二年六月 八日 告示第五四号
-----	----	----	------------------------

別表第五の二八三の項を次のように改める。

二八三	削除	甲府	令和二年六月 八日 告示第五四号
-----	----	----	------------------------

別表第六の五八九の項を次のように改める。

五八九	削除	甲府	令和二年六月八 日 告示第五四号
-----	----	----	------------------------

別表第十の四一の項を次のように改める。

四一	主要地方道甲斐 府道甲斐 線	甲府市丸の内一丁目六番一 号先	四 甲府	令和二年六月八 日 告示第五四号
----	----------------------	--------------------	---------	------------------------

別表第十の二、六四七の項を次のように改める。

二、六四七	国道一 四〇号	笛吹市石和町河内四一四番地先	三 笛吹	令和二年六月八 日 告示第五四号
-------	------------	----------------	---------	------------------------

別表第十の三、六九一の項を次のように改める。

三、六九一	主要地方道南 アルプス 富士川 線	南巨摩郡富士川町青柳町一、〇 六四番地先	二 鯉沢	令和二年六月八 日 告示第五四号
-------	----------------------------	-------------------------	---------	------------------------

別表第十の四、一三三の項を次のように改める。

四、一三三	市道	甲府市上町六〇一番地四先	三 南 府	令和二年六月八 日 告示第五四号
-------	----	--------------	-------------	------------------------

別表第十の五、四〇八の項を次のように改める。

五、四〇八	主要地方道甲斐 中央 線	中巨摩郡昭和町上河東一、三一 三番地七先	四 南 府	令和二年六月八 日 告示第五四号
-------	--------------------	-------------------------	-------------	------------------------

別表第十の五、六〇五の項に次のように加える。

五、六〇六	市道	甲府市国母四丁目二一番六号先	一	南甲府	令和二年六月八日告示第五四号
五、六〇七	市道	中央市臼井阿原一〇二番地一先	二	南甲府	令和二年六月八日告示第五四号
五、六〇八	市道	先 笛吹市石和町広瀬六二六番地一	一	笛吹	令和二年六月八日告示第五四号
五、六〇九	町道	南都留郡富士河口湖町船津六、六六三番地一先	一	富士吉田	令和二年六月八日告示第五四号
五、六一〇	町道	先 南都留郡西桂町倉見一五番地一	二	大月	令和二年六月八日告示第五四号

別表第十六の九、八七一の項を次のように改める。

九、八七一	町道	南都留郡西桂町倉見一五番地一先(町道同士の十字路交差点・西進車両)	大月	令和二年六月八日告示第五四号
-------	----	-----------------------------------	----	----------------

別表第十六の一、八〇四の項を次のように改める。

一、八〇四	町道	南都留郡西桂町倉見一五番地一先(町道同士の十字路交差点・東進車両)	大月	令和二年六月八日告示第五四号
-------	----	-----------------------------------	----	----------------

別表第十六の一、〇二四の項に次のように加える。

一一、〇二五	市道	中央市井之口九三七番地二先(市道同士の丁字路交差点・西進車両)	南甲府	令和二年六月八日告示第五四号
一一、〇二六	町道	中巨摩郡昭和町築地新居二、二八九番地五先(町道同士の十字路交差点・南進車両)	南甲府	令和二年六月八日告示第五四号
一一、〇二七	町道	中巨摩郡昭和町飯喰四一二番地一先(町道同士の十字路交差点・北進車両)	南甲府	令和二年六月八日告示第五四号
一一、〇二八	市道	甲斐市篠原七三八番地三先(主要地方道甲府南アルプス線と市道)	斐崎	令和二年六月八日告示第五四号

一一、〇二九	町道	道との変則交差点・東進車両)	西八代郡市川三郷町大塚四、三二三番地先(町道同士の交差点・南進車両)	鰍沢	令和二年六月八日告示第五四号
一一、〇三〇	町道	南都留郡富士河口湖町船津六、六六三番地一先(町道と林道との十字路交差点・北進車両)	富士吉田	令和二年六月八日告示第五四号	

別表第三十三の一、二の項を次のように改める。

一一	主要地方道甲府斐崎線	甲府市丸の内一丁目六番一号先	二	令和二年六月八日告示第五四号
----	------------	----------------	---	----------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番